

寝屋川市創業・商店街等出店応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市創業・商店街等出店応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において創業又は商店街等への出店を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域経済の活性化を促進し、もって寝屋川市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、市内において、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出をし、又は株式会社等を設立し、新たに事業を開始することをいう。
- (2) 新規創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第33項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書を寝屋川市で取得し、納税地又は本店所在地を市内の居住地又は店舗所在地とし、創業をしようとするものをいう。
- (3) 商店街等 市内に存する商店街（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合のほか、規約を制定して組織的に運営している団体を含む。）又は小売市場をいう。
- (4) 商店街等出店希望者 商店街等にある空き物件を利用して出店をしようとする者であって、第2号に掲げるもの以外のもの
- (5) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物
- (6) 空き物件 市内に所在し、事業所として賃貸できる状況にありながら、活

動が行われていない事業所をいう。

- (7) 創業支援機関 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 127 条第 1 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された創業支援機関。

（補助対象事業の内容等）

第 4 条 補助金は、新規創業者による創業又は商店街等出店希望者による商店街等にある空き物件を利用した出店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものは除く。以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

（補助対象者）

第 5 条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付を受けて創業又は商店街等への出店をした後も、市内で事業を継続する意思があること。
- (4) 主体的に事業を実施する意思があること。
- (5) 営利目的の事業であること。

（補助対象期間）

第 6 条 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の 3 月 31 日までとする。

（補助金の交付対象）

第 7 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする（消費税及び地方消費税を除く。）。ただし、国、大阪府、他の団体等の補助金、交付金等の交付を受けているものは除く。

- (1) 市内の事業所の開設に係る外装工事・内装工事費用（事業所が住居を兼ねている場合にあっては、事業所専有部分に限る。）

(2) 市内の事業所に設置する事業に必要な耐用年数が1年以上かつ取得金額が税込み10万円以上の設備・備品の購入費用（パソコン、プリンタ、各種ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、家具等の汎用性があり、目的外使用になり得るもの、消耗品、中古品及びオークションでの購入品は除く。）

(3) 次に掲げる販路開拓に係る経費

ア サービスを紹介するチラシの作成及び配布に係る経費

イ ウェブサイトの開発、構築等に係る経費

ウ 新聞、雑誌等への広告掲載に係る経費

エ 郵便物等の発送に係る経費

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1に相当する額とし20万円（次の各号のいずれかの場合に該当する場合は50万円）を限度として予算の範囲内で交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 新規創業者又は商店街等出店希望者（以下「新規創業者等」という。）

が、市内の空き物件を活用し、事業所を開設した場合で、次に掲げるもの

ア 新規創業者等が自ら賃貸契約を締結するものであること。

イ 当該事務所について事業を営むために継続して使用するものであること。

ウ 当該事業所について住居と兼用するものでないこと。

エ 当該事業所の所有者が、新規創業者等と同一世帯の者でないこと。

オ 当該事業所の所有者が、新規創業者等の3親等以内の親族である者でないこと。

カ 当該事業所の所有者が、新規創業者等と同一世帯の者又は3親等以内の親族である者が代表者となる法人でないこと。

(2) 新規創業者等が当該年度の前年度の4月1日から交付申請日までに寝屋川市の区域外から市内へ移住した場合

(3) 新規創業者等が交付申請日において40歳未満の場合

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする新規創業者等に対しては、補助対象事業の着手前に寝屋川市創業・商店街等出店応援事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して提出するよう求めるものとする。

- (1) 創業支援機関の確認を得た創業・事業実施計画書
 - (2) 誓約書
 - (3) 開業資金報告書、自己資金を証する書類、収支予算書等
 - (4) 見積書等の経費の内訳がわかる書類
 - (5) 新規創業者にあつては、寝屋川市において第3条第2号に定める特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
 - (6) 商店街等への出店による新規創業者等にあつては、商店街等へ出店することに対する当該商店街等の代表者の意見書
 - (7) 前条第1号の新規創業者等にあつては、建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
 - (8) 前条第2号又は第3号の新規創業者等にあつては、新規創業者等の住民票の写し
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類
- (実績報告)

第10条 規則第11条に規定する実績報告に際し、新規創業者等に対しては、次の各号に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

- (1) 事業完了報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) チラシ、現場の写真その他の補助対象事業の実施を証する書類
 - (5) 新規創業者にあつては、開業届又は法人履歴事項全部証明書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、営業に必要な資格及び許認可を証する書面等の必要と認める書類
- (書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者に対しては、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、保管するよう求めるものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助対象事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から5年間とする。

(財産処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者に対しては、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、改造し、設置場所を移転し、廃棄し、又は管理を他人に委託しようとするときは、市長の承認を受けるよう求めるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者が当該補助金の全部に相当する額を寝屋川市に納付したとき又は当該補助対象事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過したときは、前項の承認を要しない。

(標準処理期間)

第13条 規則第6条第1項に規定する補助金の額の決定に係る標準処理期間は、14日とする。

- 2 規則第13条に規定する補助金の額の確定に係る標準処理期間は、14日とする。

(委任等)

第14条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市創業・商店街等出店応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市創業・商店街等出店応援事業補助金交付要

綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同
日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。